

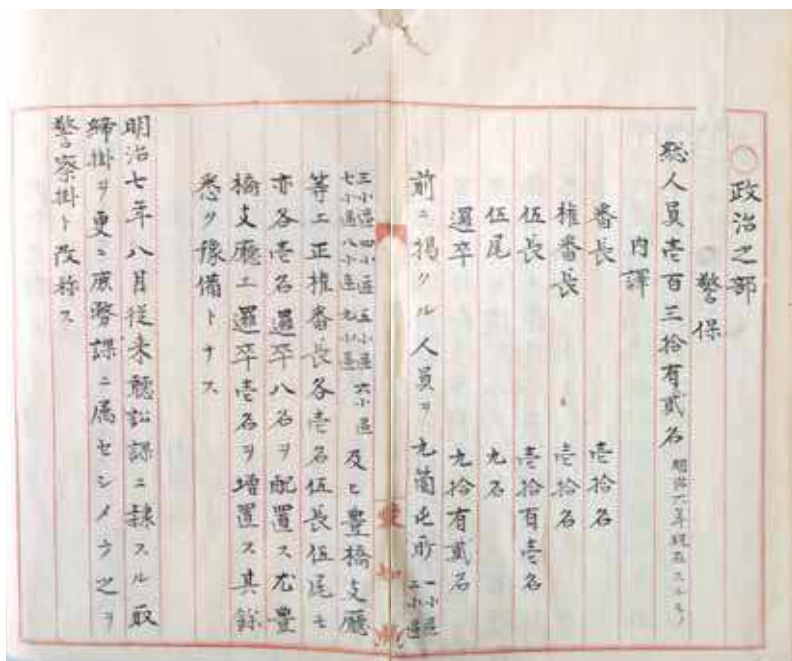
AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES

# 愛知県公文書館だより

AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES

目次

企画展関連資料写真	1	開架図書から	6
平成 30 年度企画展	2	インターンシップ研修生体験記	7
古文書解説	4	HP 古文書講座	7
『愛知県史』展示コーナー	5	レファレンスコーナー	8
公文書館の仕事	5	閲覧室カウンターから	8
所蔵資料の紹介	6	利用案内・編集後記	8



上：「愛知週報第 37 号付録

いしきかいい  
違式註違條令図解」

下：「愛知県史稿 政治」



平成三十年度企画展

今年度の企画展は、「明治150年記念 公文書で見る 愛知県の誕生と文明開化」と題して十月一日(月)から十一月三十日(金)まで、本館の展示室にて開催しました。

平成三十年(二〇一八)は、明治元年(一八六八)から起算して百五十年目に当たります。そこで、今回の企画展では、明治時代に作成された公文書を中心に、愛知県が誕生するまでの経緯と文明開化の様子を紹介しました。

明治時代には、藩が県へと変わり、身分制度が廃止されるなど旧来の体制が一新されるとともに、義務教育や鉄道、郵便など西洋由来の文化・制度・技術などが次々と導入されました。また地租改正による税制改革も着手されました。それらは、人々の暮らしを大きく変えていきます。

ここでは、企画展の構成に従い、各コーナーの展示概要を振り返ります。



愛知県の誕生



明治維新の直後には現在の愛知県域に十二もの県が誕生しました。その後、統廃合を経て明治五年に現在の愛知県が誕生します。

幕藩体制から中央集権へ

欧米列強に対抗できる近代国家を形成するために、明治政府が藩を廃し中央集権体制へ改めていく様子がわかる資料を展示しました。

【主な資料】

「御触留」には、明治二年に名古屋藩の版籍奉還が天皇に認められたことが記されています。

藩主が版(領地)と籍(領民)を天皇へ返還したことで、全ての土地と人民が新政府の支配下に置かれました。

藩から愛知県へ

廃藩置県により藩は県に改められました。しかし藩域をそのまま継承したため、各県の行政区域が錯綜した状態でした。そこで、三河地方では十県を廃して額田県とし、尾張地方では二県を廃して名古屋県を設置しました。その後、名古屋県は愛知県と改称され、額田県が廃されて愛知県と合併し、現在の県域の愛知県が誕生します。この経緯を展示しました。

【主な資料】

ここでとりわけ目を引く資料は、「三河絵図(元豊橋県管轄地絵図)」です。豊橋県とは、旧豊橋藩を継承した県で、廃藩置県のあと額田県が

成立するまでの約四カ月間だけ存在しました。絵図には豊橋県管轄の村が示されており、離れた管轄地があることがわかります。



文明開化の様子



文明開化とは、西洋文明を模倣し、急速に日本が西洋化や近代化していった明治初期の風潮です。身近なところでは牛鍋や洋服などが思い浮かぶかもしれませんが、しかし、それだ

けでなく徴兵令や学制といった西洋を模倣した政策を政府は数多く実施しており、それによって旧来の人々の生活は急激に変化していきました。政策による暮らしの変化と牛鍋などの新しい社会風俗に関する資料を展示しました。

国民皆兵の軍隊へ

国防や治安維持の役割を国民全体に担わせる国民皆兵による徴兵制度の内容と、徴兵忌避に関する資料を展示しました。

【主な資料】

「鎮台往復願届書類」には年齢や父母兄弟の有無、病気などの虚偽申請がないよう厳しく注意する文書もあり、人々には兵役が負担であったことが推測できます。

四民平等と士族の困窮

政府は、旧来の士農工商の身分制度を廃止し、四民平等政策を打ち出しました。主に士族に関する資料を展示しました。

【主な資料】

「御目見一条之留并御能拝見」は、蟹江新田村(現蟹江町)庄屋の戸谷家に伝わる記録です。ここに明治四年の名古屋藩知事の言葉が記されており、名古屋城の取壊しを通知する



朝命を伝えるとともに、帰田して農事に就く藩士達が難渋しないよう取り計らってほしい旨を述べています。四民平等政策により、士族は身分の特権を失い、更に帰田させて俸禄を削減や奉還させる政策が執られたために、士族の中には困窮する者が出てきました。資料からはその深刻な困窮の様子が伝わってきます。

〈税の現物納から金納へ〉

旧来、税は収穫高に基づき米などの現物納でしたが、政府は明治六年に地租改正条例を公布して、地価の三％を地租として金納とすることを定めました。

地租改正や春日井郡の地租改正反対運動に関する資料を展示しました。

【主な資料】

「決議留 改租苦情一件決議留附属」には、春日井郡内の地租改正反対運動について記されています。福沢諭吉がこの運動参加者を諭す旨の記述があり、こうした反対運動は全国的な問題であったと思われる。

〈小学校の設立へ〉

江戸時代は、藩校や寺子屋など、身分によって通う学校が異なりました。明治になると四民平等の思想を基に、身分や性別などの差別なく全

国民が等しく学ぶことを目的として小学校が設置されました。

小学校に関する愛知県庁文書などの資料や教科書を展示しました。

【主な資料】

「各小学校学資出納調留」(明治七年作成)は、各小学校の状況についての報告書です。学制の規定にある六歳以上の入学対象者や就学、不就学者の人数などを知ることができま

す。東春日井郡上品野村(現在の瀬戸市北部)にある祥雲寺を校舎としていた学校では、入学対象者二四〇人の内、一四七人しか通学しておらず、不就学者の半数以上が女子でした。

〈暮らしの文明開化〉

明治時代に始まった事物には、今ではほとんど見られなくなった人力車や電信などのほか、鉄道や郵便制度など現代まで残るものもあります。暮らしの中の文明開化に関するさまざまな資料を展示しました。

【主な資料】

「愛知県史料九 名古屋藩諸記抄録・諸伺等抄録」には、明治九年に名古屋鎮台において正午を告げる時号砲を鳴らすことが定められたとあります。明治五年の太陽暦採用の詔書により、暦法とともに時法も変更され、時間に関する基準の整備とその徹底が図られました。それまで日の出や日没などに従って生活していた人々に対して、時号砲などで正しい時刻を知らせ、時間によって生活するよう働きかけました。



今回の企画展は、明治期の公文書の展示を中心にして開催しました。現代の生活の様々な原点が明治期にあることを改めて確認するとともに、この大変革に対応した当時の人々のたくましさを感じることができました。

表紙の資料の解説

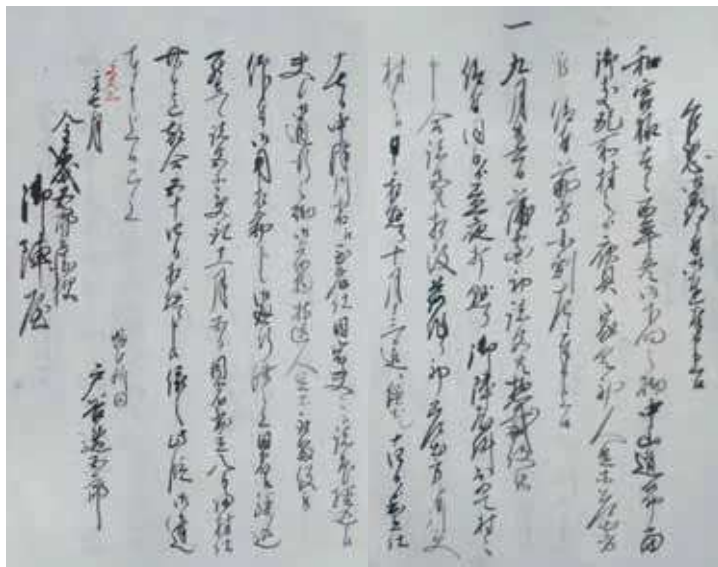
上段の資料「愛知週報第三十七号付録 違式註違(いしきかい) 條令図解」は愛知県の違式註違条例の内容を絵入りで解説したものです。違式註違条例とは、風俗・交通・衛生などの日常的な秩序維持に関する軽微な罪の刑法法です。夜間の無灯火での車引きや乗馬、蓋なしでの糞桶運搬などの禁止事項を定めて、旧来の暮らしの慣習を排除することで、文明国にふさわしい社会規範の普及を目指しました。

下段の資料は「愛知県史稿 政治」(愛知県庁文書)の警察機構に関する記述の一部です。本県の警察機構の整備は、明治四年十一月、警察業務を含む聴訟課の設置に始まります。同年十二月には名古屋や熱田に屯所が設けられ、縮方が管轄区域を巡察して放火や盗賊、抜刀などの犯罪や違式註違条例違反を検挙しました。縮方は翌年邏卒(らそつ)と名前が変わり、さらに次の年には番人と改称します。

資料のとおり、明治七年の警察職制の改正で、警察事務を管轄する部局が、聴訟課の取締掛から庶務課の警察掛に変わっています。



古文書解説  
「和宮下向と尾張の村」



乍<sup>レ</sup>恐御尋<sup>ニ</sup>付御達奉<sup>ニ</sup>申上<sup>二</sup>候

和宮様去々酉年冬御下向之砌、中山道筋当

御支配所村々方夜具・家具初人足等差出方

被<sup>ニ</sup>仰付<sup>一</sup>、勤方小割左<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>申上<sup>二</sup>候

一 九月廿六日蒲団初諸色共、惣裁役被<sup>ニ</sup>

仰付<sup>一</sup>、同日方昼夜打懸り御陣屋許おゐて村々

申合、諸色共相改荷作り初差出方<sup>江</sup>付引受

村々<sup>江</sup>日々相懸り十月十三日迄<sup>ニ</sup>繰出し十四日方出立仕

十七日中津川宿<sup>江</sup>到着仕、同宿夫々<sup>江</sup>諸色繰込申候

夫方御通行之砌、御荷物持込人足等取留役被<sup>ニ</sup>

仰付<sup>一</sup>、御用相勤申候、御通行済之上、同宿<sup>江</sup>繰込

罷在候諸色等受取、十一月五日同宿出立八日帰村仕

廿日迄都合五十四日相懸り申候、依<sup>レ</sup>之此段御達

奉<sup>ニ</sup>申上<sup>二</sup>候、已上

文久三

蟹江新田

亥七月

戸谷 逸五郎

金森五郎兵衛様

御陣屋

この史料は、江戸時代に海東郡蟹江新田（現蟹江町）で庄屋役を務めた戸谷家の文書「身分江付願達留」に記載されています。戸谷逸五郎が、文久三年（一八六三）に佐屋代官所に提出しました。幕末の複雑な政治情勢の中、文久元年（一八六一）公武合体を唱える幕府の再三の要請により、時の孝明天皇の妹である皇女和宮は、將軍徳川家茂に降嫁することになりました。

和宮は十月二十日に京都を出発しました。下向には中山道が使われましたが、幕府は尾張藩に、中山道二宿間の沿道警備と宿泊六カ宿、昼休み七カ宿での接待を命じました。

京方・江戸方の警護の藩士や人足等を合わせて人馬数万の前代未聞の大通行となったため、従来の宿駅制度では対応できず、尾張藩領全域から蒲団、食器、諸道具類を集めることになりました。村人は藩の指示に従い、蒲団などの道具を昼夜なく準備して荷造りし、十月十四日に出發しました。十七日に中津川宿に到着して道具を配備し、人足を取りまとめ、和宮が通行（史実では十月二十九日）した後、道具を受け取り十一月五日に中津川宿を出發し、八日に帰村した旨を申し述べています。

諸道具の借り賃や人夫賃などは多くが藩の負担とされ、知多半島の南部に至るまで尾張全域の村々は重い負担を強いられました。

当面の必要経費は庄屋などが立て替え、後に藩から支払われましたが、他村の事例では三分の二ほどが村の負担になっています。

情報不足、準備期間不足の中で尾張の村々では万難を排して責任を果たしました。ただ、経済的負担は極めて大きく、幕末に向かう動乱の時代にますます農村は疲弊していききました。

## 『愛知県史』展示コーナー

県史編さん室では、公文書館の展示スペースを使って編さん事業と最新刊の紹介を行っています。

今年度は、治承・寿永の内乱から十五世紀末までを扱った『通史編2 中世1』十五世紀末から関ヶ原の戦いまでを扱った『通史編3 中世2・織豊』愛知県にまつわる工芸品を扱った『別編 文化財5 工芸』の三巻を紹介しています。

展示の概要は次のとおりです。

【通史編2・3】尾張・三河地域では、禅宗と並んで浄土真宗の広がりが見られ、顕著であったことが知られています。

親鸞の門弟による三河国矢作での念仏勧進以降、真宗勢力は、蓮如による布教活動によって三河から木曾三川流域に至る地域で爆発的に広がっていきます。戦国期になると西三河では本願寺教団が隆盛となり、地域の門徒と一揆を結び、松平（徳川）家康と対決します。今回の展示では親鸞の門弟による布教活動と三河一向一揆に焦点を当てて紹介しています。

【別編 文化財5 工芸】本巻では、愛知県にまつわる工芸について、金工・染織・陶磁・近代工芸、木工・竹工・紙工・革工など、素材ごとに紹介しています。今回の展示では、金工・染織



をとりあげました。

〈金工〉現在残されている金工品は大別すると、宗教儀式で使用されるものと、武器・馬具などの戦闘の具として使用されたものの二つに分けられますが、それらの中で特徴のあるものを紹介しています。

〈染織〉今日まで残されている染織品の中には、時の権力者・支配者ゆかりの品々が大切に保存されてきたものが多くあります。今回は、戦国武将や尾張徳川家にまつわる作品を紹介しています。

## 公文書館の仕事（修復）

県職員が日々の業務を通して作成した文書は、それぞれの課の保存期間が満了すると、歴史的な価値があるものを選別して公文書館へ移管し、保存します。

これらの公文書は、選別、担当課との利用協議、請求番号ラベルの貼付け、修復、目録データの入力など様々な作業を経て県民の皆さんが利用できるようになります。なかでも簿冊の修復作業は重要です。手先の器用さと集中力が必要な仕事です。

修復作業は次の手順で行われます。

- ① 表紙の紐をほどき統一した綴じ穴をあける
- ② 金具（ホチキス、クリップなどの金属類）を外す
- ③ 紙が破損している場合は補修テープを使用して修復する
- ④ ②と③は見落としがないように特に気を付けている過程です。

文書作成者が破損箇所の補修や資料の添付にセロテープを使用している場合があります。セロテープは簡単に貼付けができ便利ですが、文書保存上は好ましくありません。時間が経過すると粘着力が無くなってその部分が茶色に変わり紙を傷めています。修復に当たっては丁寧に取ります。また粘着性が残っている

場合は無理にはがさず、補修テープを上から貼っておきます。

金属類も時間の経過により錆びて紙を劣化させるので、全て取り除く必要があります。紙に影響が出ないよう丁寧に外します。



修復の様子

それまでの保管場所によって文書の状態はそれぞれ異なります。簿冊の厚みや破損箇所の量など、修復にかかる時間も時間も様々です。一時間未満で修復が終わる簿冊もありますが、四、五時間を要することもあります。

修復は大変地味な作業ですが、公文書を皆さんに気持ちよく閲覧していただくために欠かせない大切な仕事です。



所蔵資料の紹介

公文書館では、主に幕末維新から現代にかけての様々な内容の資料を所蔵しています。その中から今回は、明治期に存在した愛知県博物館についての資料を紹介します。

「愛知県博物館事蹟」

愛知県博物館は、「天産人工ノ物品ヲ蒐集陳列シ之レヲ衆庶ニ観覽セシメ以テ人智ヲ開進シ殖産ヲ拡張スル」ことを目的として創設された勸業施設です。明治十一年九月、当時の県令（現在の知事）安場保和の提唱により有志の寄付を募って、名古屋区門前町（現名古屋市中区大須）の総見寺境内に建てられました。建築費用は土地代や備品代等合わせて一万六六〇〇円余り（当時）で、うち四割ほどが寄付金によって賄われていました。開館時は「名古屋博物館」でしたが、その後明治十四年に「公立名古屋博物館」に改称し、さらに明治十六年にはそれまでの官民共同運営から県立施設となつて、「愛知県博物館」に変わりました。

こうした概要は「愛知県博物館事蹟」に記されています。創設から明治三十九年までの、年間の観覧者数や一人一銭（後二銭に変更）の入館料の総額といった基本的な統計、組織や規則の変更、増改築など、記載



建物の配置を示す「愛知県博物館図」  
（上の道路は門前町通、下は裏門前町通）  
（「愛知県博物館事蹟」より）

内容は多岐にわたります。

日清戦争中に軍服や兵器の展示をして大盛況であったこと、天皇陛下の御巡幸のこと、シャム国（現在のタイ）や清国の皇族が来館したことなど、往時の活況がわかる記述も見られます。

「愛知県公報」

この資料からは博物館の各種規則がわかります。明治二十三年の改正規則によると、それまで開館は春秋二季だけだったのを通年とし、毎月第一・第三月曜が休日と定められました。時間は午前八時から午後四時までです。六歳未満は無料でした。館内での喫煙・大音声の私語等の禁止など、現代のマナーに通じる規則もありました。

「愛知県庁文書」

博物館では、各種物品の陳列のほかに売品館を設けて各地の物産の販

売もしていました。愛知県庁文書（昭和初期までの公文書）「博物館書類」には、博物館月報として日毎の観覧者数、各郡市からの毎月の出品数や売上額の合計等が記載されています。また、収蔵品の目録もあり、多様な品々があったことがわかります。

他の簿冊には寄付物品の報告が散見されます。焼物や染料見本といった博物館らしい物品に加えて、興味深いのは生き物の寄付です。明治二十八年から動物の飼育を始めたことにより、様々な動物が寄付されたようです。猿・狸・山羊・イタチ・鷹・コウモリといった比較的身近な動物から、清国のサソリや北海道のヒグマまで寄付を受けました。ヒグマについては、受入態勢の検討に時間を要したようですが、他館の例を参考に受け入れを決めたことがわかります。後日、ヒグマが無事に博物館に到着した旨の報告が資料にあります。なお、寄付動物が死んだ場合、死亡に至る経緯を詳述した報告書も残されています。死亡を寄付者に通知するとともに、死骸は棄てられたり剥製にされたりしたようです。

このように愛知の歴史の具体的な状況がわかる資料を、本館は多数所蔵しています。調査研究等で御活用ください。

開架図書から

公文書館には行政刊行物、県内市町村史、県史などがそろっており、これらは自由に閲覧できます。

その中から今回は「広報あいち」を紹介します。

第一号は昭和二十四年三月一日に発行されました。初めの頃は「弘報」となっており、また旧仮名遣いの表記には時代を感じます。地域で回覧した時期もあったそうです。

紙面からはその当時の状況や人々の生活を知ることができます。例えば昭和三十四年九月の伊勢湾台風の後の特報が三回も出され、定例の号でも大きく取りあげています。県民の方々への情報発信の手段として重要な役割を果たしていたことがうかがわれます。

歴史をひもとく手立てはいろいろありますが、昭和二十四年以降の、県内の状況や県政を知る上で「広報あいち」は身近な資料です。

平成二十九年度までの広報はまとめて製本されており、書架に並んでいます。また点字翻訳本もあります。



### インターンシップ 研修生体験記

九月三日から十四日までの二週間、四名の大学生の方が本館での就業体験に参加しました。

#### 《研修内容》

公文書の修復・件名データ入力  
企画展の準備・広報業務  
古文書解説・受付窓口業務 など

#### 《研修生の感想》

「公文書館での業務は、利用者の方々の知る権利を尊重し、知りたい情報の正確かつ迅速な提供とともに個人情報などの機密情報の保護も求められており、そのバランスをとることの難しさを感じた。」  
「古文書の解読業務において大学で培った知識を使ってくずし字の判読につなげていくことができ、達成感を味わった。」



修復作業の様子



企画展の準備

「修復作業では、破れやすくなっているページもあり、慎重に取り組んだ。作業の量が膨大で大変な面もあったが、一つ一つの作業にどのような意味があるのかを常に意識することで、意欲を持って取り組むことができた。」

「古文書や地籍図などは普段目にする機会が無いため興味深く、それらの貴重な資料は企画展で取りあげることで多くの方々の目に触れるのだと知った。資料を長い期間良好な状態で保存するため、職員の方々が丁寧に処理し、請求されたときにすぐ出せるように整理していることを学んだ。そして、公文書館の業務は資料を未来に託すための大切な用務であると実感した。」



### HP 古文書講座

#### 古文書紹介・解読

本館所蔵の古文書をより身近に感じていただけるよう、平成三十年度から愛知県公文書館のホームページで古文書講座（古文書紹介・解読）を始めました。古文書の掲載に加えて、その史料を読み解き、内容を理解できるような構成としました。

#### ◇古文書の難しさ◇

古文書はその多くが草書体で書かれていて、容易には判読できません。くずし方は何通りもあり、字が連なっていてどこまでが一字なのかわからないことさえあります。また、現代文と違い句読点がありません。返読文字、変体仮名や漢字の異体字などが含まれ、全文の解読は難しいものです。

#### ◇解読のために◇

紹介する古文書は、現代の漢字に置きかえるとともに、読み下しのための返り点や送り仮名を付けた解読文も併せて掲載しています。大意を把握できるよう解説も付けました。古文書と解読文を比較しながら読み進むことで、くずし字を判読できるようになり古文書独特の表現や言い回しに慣れてくると思います。

まずは古文書を見て解読にチャレンジしてください。文字を画面上で拡大して見ることもできます。『くず

し字辞典』等があれば、手元に置いて積極的に調べてみましょう。苦労するほどに、古文書を読み解く楽しさが味わえると思います。

#### ◇古文書の楽しみ◇

古文書には文字を解読する楽しみのほか、そこに記された内容から当時の人々の日常を知る楽しみもあります。歴史の具体的事実を再確認できたり、今と変わらぬ庶民の生活が感じられたりします。本県ゆかりの古文書ですからいつそう身近に感じられるに違いありません。



#### ◇ホームページの構成◇

内容は二部構成です。一部は比較的短文で取り組みやすい内容の文書としました。二部は少し手応えのある内容として、過去の公文書館だよりに掲載の古文書を取りあげました。パソコンやスマートフォン等で閲覧していただけます。ゆとりのある時など気軽に御覧ください。今後、少しずつ掲載数を増やしていく予定です。



レファレンスコーナー

閲覧室カウンターから

Q 大正五年一月の県議会で豊川の治水工事の計画が否決された。その審議内容が分かる資料を見たい。

A 大正五年一月二十一日、第十三・十四・十五号議案にある庄内川・矢作古川・豊川の三川改良工事が該当すると思われます。(「愛知県議会会議録 大正四年」)

改良工事は、大正五年度からの八年計画で、費用は三川で総額九三万一千八百八円(当時)でした。

当時の松井茂知事が、「豊川は氾濫区域が最も広いので新たに川筋を設ける必要があるが、とりえず豊橋方面の箇所を掘り下げ、川幅の狭いところは広げたい。当初は費用の三分の一を地元の寄付で考えていたが、工事にかかる臨時の税を加えれば全額県費で賄えて工事の設計も適当である。この提案が県民の幸福を増進すると信じている。賛成してほしい。」と発言しています。

しかし、「改良を求める河川がほかにも出てくるならば際限ない。」「委員を設けて調査が必要。」など、反対意見多数で否決されました。

本館では明治二十六年からの「愛知県議会会議録」をCD-ROM等で閲覧いただけます。

公文書館の受付業務を担当していると、本館の持つ機能と責任を実感します。

行政上の歴史資料調査に取り組み研究者と覚しき方、業務調査で地籍図を調べている方、行政利用で過去の行政文書を調査する方、郷土史執筆のために歴史的資料を収集している方、皆さんそれぞれ閲覧票をお出しになり、閉架書庫から運ばれてきた資料を熱心に繰り、目当ての記載事項に到達すると写真撮影記録や電子複写をし、成果をお持ち帰りになります。また、マイクロフィルムを手馴れた操作で探索し、多くの資料を印刷してお帰りになる方もいます。過去の行政文書や古文書等が正しく保存されていればこそ、このような利用請求にお応えできると考えています。

公文書の適切な収集・整理・保存は公文書館の基本任務であり、利用提供の機能強化は必然の責務です。日々このカウンターで受付業務に携わりながら、公文書館という公共利用施設の担う任務の重さにしみじみ思いを致しています。



利用案内

- 開館時間 午前9時～午後5時 入館無料
- 休館日 土曜日・日曜日・祝日、年末年始(12/28～1/4)、整理期間(春季10日以内)
- 所在地 〒460-8501 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター内
- 電話 052-954-6025
- FAX 052-954-6902
- E-mail kobunshokan@pref.aichi.lg.jp
- URL http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/



編集後記

▽平成三十年が明治元年から百五十年目に当たるのにちなみ、今年度の企画展は明治に焦点を当てました。近代化へのダイナミックな転換期となった当時の愛知の様子を明治期の公文書等を通して紹介する内容です。開催期間中、多くの方々に興味深そうに展示に見入っておられました。御来館の皆さんに感謝申し上げます。「来年も楽しみにしている」といううれしい感想もいただきました。

企画展を通して、愛知県公文書館にさらに関心を持っていただけるよう願っています。

▽古文書講座の開催について何件かお問い合わせがありました。この講座への皆さんの御期待を感じます。これからは公文書館のホームページで見られるようにいたします。ぜひ御活用ください。

▽公文書館が皆さんの期待に応えられる機関であり続けるため、職員一同、引き続き努めてまいります。

愛知県公文書館だより 第二十三号  
平成三十一年一月三十一日  
編集発行 愛知県公文書館